

長岡市個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例（案）の概要

1 条例を改正する理由

刑法が改正され、令和7年6月1日より「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改正されることとなりました、

2 改正する条例

(1) 刑罰を科す規定のある条例

罰則として「懲役」を規定している次の条例について「拘禁刑」に改める改正を行うものです。

- ① 長岡市個人情報保護法施行条例
- ② 長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ③ 長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例

(2) 人の資格に関する規定において関係する条例

次の条例については人の資格に関する規定です。これらの条例についても「懲役」及び「禁錮」が規定されていることから「拘禁刑」に改正を行うものです。

- ④ 長岡市市政功労者顕彰等に関する条例
- ⑤ 長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例
- ⑥ 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例
- ⑦ 長岡市特別職の職員の給与に関する条例
- ⑧ 長岡市職員の給与に関する条例
- ⑨ 長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例
- ⑩ 長岡市職員の退職手当に関する条例
- ⑪ 長岡市退職年金及び退職一時金に関する条例
- ⑫ 長岡市消防団条例

3 施行の時期

以上の条例の一部改正について、令和7年3月市議会定例会に提案し、令和7年6月1日から施行します。

長岡市個人情報保護法施行条例等の 一部を改正する条例（案）のパブリ ックコメント

（説明）

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 右欄の現行の条文で下線のある部分を左欄の条文中で下線のある部分に変更する、改正を行います。
- 3 （略）と記載してある部分及び記載していない条文は、今回改正しない条文です。
- 4 改正条例の施行日は、令和7年6月1日の予定です。